長野県がん対策推進企業等連携協定ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県がん対策推進企業等連携協定実施要綱(別添1)に基づき実施される長野県がん対策推進企業等連携協定(以下「協定」という。)のロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、ロゴマークとは、長野県がん対策推進企業等連携協定ロゴマークVIマニュアル(別添2)(以下「マニュアル」という。)に示すロゴマークパターンをいう。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、長野県(以下「県」という。)に属する。

(使用の承諾)

- 第4条 ロゴマークを使用できるのは、協定を締結した企業・団体・市町村(以下「協定 企業等」という。)及び県に限られる。
- 2 ロゴマークを使用しようとする協定企業等は、あらかじめ長野県知事(以下「知事」という。)の承諾を受けるものとする。

(使用の申込み)

第5条 ロゴマークを使用しようとする協定企業等は、長野県がん対策推進企業等連携協 定ロゴマーク使用申込書(様式1)(以下「使用申込書」という。)にロゴマークの使用 内容がわかる書類を添えて知事に提出し、その承諾を得るものとする。

(使用承諾の基準等)

- 第6条 知事は、使用申込書の内容が適当と認めるときは、ロゴマークの使用を承諾し、 長野県がん対策推進企業等連携協定ロゴマーク使用(使用変更)承諾通知書(様式2) により、使用申請者に通知するものとする。
- 2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事はこれを承諾しない ものとする。
 - 1) 個別の商品、企業・団体が提供するサービス及びその他の企業・団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるもの
 - 2) 法令や公序良俗に反するもの
 - 3) 知事の認めない募金活動等と関連付けられるもの
 - 4) その他承諾することを知事が不適当と認めるもの
- 3 知事は、ロゴマークの使用承諾に際し必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

- 第7条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を 遵守しなければならない。
 - 1) 承諾された使用項目のみに使用すること。
 - 2)マニュアルに従って使用することとし、ロゴマークの一部のみを使用したり、又は 変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。

(承諾内容の変更等)

- 第8条 使用者が、使用承諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ長野県 がん対策推進企業等連携協定ロゴマーク使用変更申込書(様式3)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する申込書の内容が適当と認めるときには、承諾内容の変更を承諾し、長野県がん対策推進企業等連携協定ロゴマーク使用(使用変更)承諾通知書(様式2)により、使用申請者に通知するものとする。

(承諾の取消し等)

- 第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。
 - 1) 使用者が、本規程に違反した場合
 - 2) 使用者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
 - 3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - 4) その他ロゴマークの使用の継続が不適当であると認められた場合
- 2 知事は、使用者に、ロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することが できるものとする。

(経費等の負担)

第10条 県は、本規程によりロゴマークの使用の承諾を行った事業に対し、その実施に 係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 県は、ロゴマークの使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 本規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、平成26年2月4日から施行する。

附則

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

(申込書類送付先)

〒380-8570 (住所記載不要) 長野県庁 健康福祉部保健・疾病対策課 がん・疾病対策係